

## 2019年度 政務活動費 情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議

### <トピックス>

#### 1、領収書のネット公開が一層進んだ。

2016年	9議会
2017年	30議会
2018年	49議会（全体の40%）
2019年	62議会（全体の49.6%）

現時点で、来年度からネット公開を決定しているのは、秋田県、新潟県、さいたま市、倉敷市 の4議会となっている。

最下位レベルの埼玉県、名古屋市、岡山市がネット公開の検討を始めた。

#### 2、昨年より「20点以上上昇」した議会は、5府県、3政令市、5中核市

東京都	+20点、	京都府	+45点、	山口県	+40点、
宮崎県	+35点、	沖縄県	+45点、	さいたま市	+20点、
相模原市	+35点、	新潟市	+45点、	八戸市	+20点、
秋田市	+35点、	長野市	+33点、	福山市	+39点、
久留米市	+63点、				

（昨年より、1点以上、点数がアップした議会は、24議会、全体の19.2%）

#### 3、政務活動費 情報公開度ランキングが活用された新聞報道は下記の通り。

2019年7月6日 東京新聞

「政活費の領収書などネット公開へ検討会 埼玉県議会」

2019年3月23日 読売新聞 教育版

「[18歳の1票] 統一地方選

＜4政活費＞絶えない不正受給 問われる議会取り組み」

2019年3月26日 読売新聞 香川版

「＜2019統一選＞政活費 情報公開進まず」

2019年4月2日 朝日新聞 香川版

「政活費、調べてみたら怪しい支出 重複購入に資金還流？香川県議会」

2018年10月28日 毎日新聞 全国版

「政活費執行率自治体7割で低下 領収書ネット公開で」

## 政務活動費 情報公開度ランキングについて、

### 1 政務活動費の情報公開度について、

私たちは、政務活動費（政務調査費）の支出関係情報の公開について、2002年の全国大会で、都道府県、政令市の政務調査費情報の透明性を調査した。その結果、収支報告書に領収書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0、政務調査費による視察を行った場合の視察報告書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0。収支報告書の記載に、政務調査費を支出した活動成果の記載のある自治体が都道府県では7、政令市では1で、ほとんどが活動成果の記載すらなされていない、という透明どころか真っ黒な状況が明らかになった。

これ以降、私たちは、ほぼ毎年、政務調査費の透明性の調査を続けている。

2003年の調査では、初めて京都府が5万円以上の領収書を収支報告書に添付するようになった。2003年度分の支出からは、岩手県がすべての領収書を収支報告書に添付することに踏み切った。その後も、領収書を収支報告書に添付し、情報公開制度による開示文書の対象とする、という扱いをする自治体は増加し、2012年5月の調査（2011年度分の支出を対象）では、41都道府県と全20政令市が領収書の全面添付となった。2013年の調査では、岡山県以外の46都道府県が領収書の全面添付を実現し、2015年の調査では、ついに47都道府県がすべての領収書を添付する運用をしていることが明らかになった。

しかし、領収書の公開だけでは、政務活動費の支出が透明になったとは到底言えない。領収書の記載からわかるのは、せいぜい、政務活動費が、本来許されない事項に支出されたかどうか、ということだけであって、当の支出が、議員や会派のどのような調査研究活動に用いられたのかではない。しかも、一つの議会で年間数千枚から二～四万枚に及ぶ領収書のコピーを取得するためには、情報公開制度による一枚10円のコピー費用の負担が、情報を遠ざける強力な壁となる。

こうしてみると、政務活動費の透明性の課題として、開示される情報の種類や質だけでなく、開示方法も検討しなければならないことが明らかだ。

よって、政務活動費情報の公開度を判断する場合には、

- (1) 政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか、
- (2) 政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか、
- (3) 誰もが容易に上記の政務活動費の情報にアクセスできるか、  
という点から検討することが必要になろう。

そこで、(1)の観点から、①領収証、②会計帳簿、⑤支出マニュアルの公開

の有無を、(2)の観点からは、③活動報告書、④視察報告書の公開の有無をそれぞれ対象とし、(3)の観点からは、それぞれの情報が自治体のネット(WEB)で公開されているか、ネットでは公開されていないが、電子情報としてCDRなどの媒体の交付で安価に提供されるか、について調査した。

## 2 調査対象と基準

**対象議会** 47 都道府県議会、20 政令市議会および 58 中核市議会(山形市、福井市、甲府市、寝屋川市は2019年4月1日より中核市に指定された。)の合計 125 議会。

**調査方法** 各自治体の議会事務局宛にメールで2019年5月30日に質問表を送付。2019年5月1日現在の状況を質問した。必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を直接確認して加点した。

### <採点基準>

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。 100点満点  
(昨年と配点は変更していない。)

#### ① 領収書の公開について (30点)

(ア) ネットで公開している 15点、 CD等でデータを提供 5点  
紙で公開 0点。

情報をPDFファイルの形で電子化し、CDにデータをコピーして提供している場合は、紙での公開よりも容易となるため、5点を配した。

(イ) 領収書を原本で提出

原本を提出している 7点、 写しの提出 2点、  
議員が黒塗りして提出 0点。

(「原本または、写しの提出」という回答は原本提出の義務がないので 2点とした)

政務活動費の条例は、政務活動費を支給された会派または個人に対し、支出の証拠の領収証等を議長に提出するよう求めている。ところが、領収証の写しの提出で良い、としていた議会で、受領済み領収証を何枚かにコピーし、日付などを改ざんして提出した、という事件が複数発覚した。このような違法行為を可能にする制度は2点とした。また、会派や議員が、コピーした領収証を黒塗りして提出することを許す制度のものでは、会派や議員は情報公開条例の当事者にならないから、訴訟を提起しても、黒塗り部分を明らかに

することはできない。そのため、0点とした。

(ウ) 支払先が個人の場合の領収書の個人名

公開 5点、 一部公開 2点、 非公開 0点

親族所有の建物を賃借して政務活動費で賃料を支払ったり、親族を雇傭して賃金を支払っている場合、親族に渡った政務活動費が、政治資金の形で議員に寄付されていた、ということがある。また、議員個人の建物を賃借することを禁止する規則もあるが、領収証の宛先の個人名が開示されない場合には、規則が遵守されたか否かを判断できない。かかる観点からの配点である。

(エ) 領収書の閲覧

公開請求が不要 3点、 公開請求が必要 0点。

② 会計帳簿（出納簿、支出の内訳など）について （20点）

(ア) ネット公開

すべて 10点、 CD等で公開 3点 紙で公開 0点

領収証を1枚1枚見ていくよりも、帳簿をチェックする方が、支出のチェックは明らかに容易であることから、評価の対象とした。なお、提出を義務付けていなくても、（議会事務局が作成したものなど）ネットで会計帳簿に相当するものが公開されている場合は10点とした。

(イ) 提出を義務付けている10点、 義務付けていない 0点

③ 活動報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて	10点
CD等で公開	3点
活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）がネットで公開	3点
紙で公開	0点

(イ) 活動報告書の公開

作成を義務付け、公開請求不要で公表	10点
作成を義務付けて、情報公開請求必要	5点
活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）について報告書の作成を義務付けて、公開請求不要で公表	3点
作成を義務付けているが市民に非公開、または、義務付けていない	0点

④ 視察報告書について (20点)

(ア) ネット公開

すべて公開	10点
CD等で公開	3点
視察の一部(県外、海外視察のみ) ネットで公開	3点
紙で公開	0点

(イ) 視察報告書の公開

作成を義務付けて、公開請求不要で公表	10点
作成を義務付け 公開請求が必要	5点
視察の一部(県外、海外視察のみ)の作成義務付け、公開請求不要	3点
一部(県外、海外視察のみ)の作成を義務付け公開請求必要	2点
作成を義務付けているが非公開、または、義務付けていない	0点

⑤ マニュアル(運用指針など具体的な支出基準を記載したもの)の作成、ネット公開 (10点)

(ア) 作成している	5点	作成していない	0点
(イ) ネットで公開	5点	ネットで非公開	0点

3 調査結果

(1) 下位の議会と上位の議会

(ア) 都道府県

最下位	佐賀県	10点
46位	香川県	12点
45位	埼玉県	14点

1位	兵庫県、奈良県	97点
3位	大阪府、京都府	92点
5位	東京都、富山県、沖縄県	90点

(イ) 政令市

最下位	名古屋市	10点
19位	横浜市	12点
18位	岡山市	13点

1位	静岡市	97点
----	-----	-----

2位	京都市、堺市	92点
4位	新潟市	90点

(ウ) 中核市

最下位	川口市	12点
57位	姫路市	22点
56位	山形市	24点

1位	函館市	100点
2位	富山市、久留米市	97点
4位	八戸市、郡山市	95点

昨年と比較して、20点以上点数を上げたのは、

東京都 +20点、京都府 +45点、山口県 +40点、  
宮崎県 +35点、沖縄県 +45点、  
さいたま市 +20点、相模原市 +35点、新潟市 +45点、  
八戸市 +20点、秋田市 +35点、長野市 +33点、  
福山市 +39点、久留米市 +63点、

政務活動費（調査費）の公開は、ほとんどの議会において、主として領収証や会計帳簿の公開の有無を課題として、議論されてきた。しかし、政務活動費の公開度の進展は、私たちがかつて行った、情報公開度ランキング（1997年～2008年）調査での、首長部局の改善の速度と比較して、はるかに遅かった。その理由は、議会内での政務活動費の開示に向けた議論が、市民目線に立っていないことに尽きる。こうしたことは、それまでも、一応の制度の改善に取り組んできた富山市において、組織的とも言える政務活動費の不正支出が明らかになったことが象徴している。つまり、政務活動情報の開示に向けた議会内での議論は、常に、「どこまで情報を公開してなくても良いのか」という後ろ向きの視点をもとにされてきた。だからこそ、「公開しなくても良い部分」あるいは「制度の裏」での不正が繰り返される、という悪循環を産むのだ。こうした悪循環は、都道府県で下位低迷の佐賀県、埼玉県、香川県議会で、政務活動費の不正が取りざたされていることから裏付けられよう。

トップと最下位との素点の差は、今となってはかなり大きくなっている。だからといって、トップがすぐれている、ということにはならない。私たちの今回の調査は、政務活動費が有効に使われているかを私たちが判断するためのカナメというべき「政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか」に関する情報としては、活動報告書と視察報告書だけを採

りあげたに過ぎず、しかも、その内容を一切評価していないからである。従って、視察報告書や調査報告書がA4一枚のみであろうとも、さらに、幾つかの自治体で指摘されたように、数人の視察報告書や調査報告書がほとんど丸写しのものであったとしても、それらをネットで公開していれば、10点の素点を配点する結果となっている。この調査は政務活動費の支出の説明のための器の調査に過ぎないのである。今後は、議員の政務活動費による活動の内容を市民の手で厳しくチェックしていく必要がある。

## (2) 51.2 %の議会が 50点以下

かなりゆるい今回の調査項目と素点ですら、50点も採れない議会が半数存在する。50点は、領収証を原本で提出、閲覧ができ、会計帳簿を提出、活動報告書、視察報告書を公表、マニュアルをネット公開していれば獲得できる点数だ。50点も取れない、ということは、基本的な情報の作成すら義務付けていない、ということの意味する。

平均点は、都道府県 48点、中核市 44.8点、中核市 58.5点であった。政務活動費の不正がこれだけ多くの議会で問題となり、市民の関心が高いにもかかわらず、50点もとれない議会は、落第というほかない。

## (3) 領収書のネット公開

・宮城県、群馬県、東京都、富山県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県  
18都府県

・仙台市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市  
9市

・函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、秋田市、福島市、郡山市、高崎市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、甲府市、長野市、岐阜市、岡崎市、大津市、高槻市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、呉市、福山市、下関市、高松市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市、  
35市

合計62議会 全体の 49.6%

ー昨年、30議会、昨年は、49議会がネット公開されていた。

現段階で 令和元年度支給分の領収書のネット公開を決定しているのは、秋田県、新潟県、さいたま市、倉敷市 の4議会となっている。

領収書等のネット公開についての主な動向は下記の通り。

- ・埼玉県は、領収書等のネット公開に向けて検討を始めた。
- ・名古屋市は、収支報告書と領収書をネット公開、時期などは未定。
- ・岡山市は、領収書等のネット公開に向けた方針を決定、公開開始時期は未定。
- ・旭川市は、視察報告書を令和元年度支給分よりネット公開を決定。
- ・奈良市は、活動報告書、視察報告書を令和元年度支給分よりネット公開を決定。

#### (4) 領収書について、

①領収書の原本提出を義務付けているのは、

都道府県 3県、政令市 3市、中核市 42市。

金額の多い議会ほど原本を出したがないようだ。 税務申告では、コピーの領収書では許されない。 議会が非常識であることの典型である。

・領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出しているのは 愛知県、岡山市の2議会。

\*愛知県は「会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を会派・議員が黒塗りして写しを提出（それ以外の不開示情報は、提出後に黒塗りする）」との回答であった。

② 支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について、

	都道府県	政令市	中核市
公開する	0	1	17
一部公開	21	11	16
非公開	26	8	25

(「一部公開」は、「事業を営む個人に係る場合」「公務員、議員、首長、会派職員、個人事業者等」を公開するなど議会によって異なる。)

③ 閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書について、情報公開請求を経なければ見られないのは次の1県、1政令市、および8中核市の議会である。

都道府県： 神奈川県、

政令市： 福岡市、

中核市： 山形市、いわき市、宇都宮市、川口市、越谷市、八王子市、鳥取市、松山市、

(5) 会計帳簿がネット公開されているのは、42 議会、 去年は 38 議会だった。

会計帳簿の提出を義務付けているのは、63 議会であった。

- (6) **活動報告書**がネット公開されているのは、40 議会、昨年は 28 議会だった。  
活動報告書の作成と議会への提出を義務づけているのは、68 議会。
- (7) **視察報告書**がネット公開されているのは 45 議会、昨年は 40 議会だった。  
視察報告書の作成と議会への提出を義務づけているのは、92 議会。
- (8) 政務活動費の**使途基準マニュアル**について、  
作成していないのは、船橋市、豊田市の 2 議会のみ。  
ホームページで公開しているのは、125 議会中、81 市であった。
- (9) 政務活動費の領収書等を ホームページでは公開していないが、CD・DVD  
データで安価で市民へ提供しているのは、福井県、岐阜県、愛知県、札幌市、  
青森市、豊田市 の6議会であった。

#### 4 結びにかえて～私たちはなぜ政務活動費にコダワルのか

政務活動費はもともと、議会活動を活性化することを目的として地方自治法上に法制化されたはずだ。そうである以上、政務活動費を用いて、議員がどのような議会活動を行ったのかを市民が容易に理解できるようにする工夫をするのは、政務活動費を受領した側の義務だ。議員側の説明責任を指摘する判決も出されている。政務活動費を透明化することに反対するのであれば、政務活動費の交付は不必要だ。

さらに言えば、政務活動費の支出を透明性することにより、市民は議員の興味関心や活動の実態を生々の資料で見ることができる。つまり、政務活動費の支出資料を通して、市民は議員が行った調査研究を知り、さらに、自分が投票した議員が期待通り働いているかを知ることができる。政務活動費に関する情報は、地方政治に市民が参加するために有益な情報だ。

政務活動費に対する関心を、不正支出の追及に止めたのでは、事の本質を見失う。政務調査活動の透明化の動きを、普段の議員の活動を市民に知らせる、ということに繋げていかなければならない。

少なくとも政務活動費を支出するのであれば、このような視点をもって、政務活動費の支出の透明化に取り組んでもらいたい。

(了)

政務活動費情報公開度採点一覧表(2019年9月公表)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	52
秋田県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	27
山形県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
福島県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
栃木県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
群馬県	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
埼玉県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	2	5	0	14
千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
神奈川県	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	5	5	22
新潟県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
福井県	5	7	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	38
山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	10	5	5	40
長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
岐阜県	5	2	0	3	3	10	0	0	0	0	5	0	28
静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
愛知県	5	0	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	32
三重県	15	2	0	3	0	0	3	10	3	10	5	5	56
滋賀県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	0	32
鳥取県	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
岡山県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
山口県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
香川県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
佐賀県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
長崎県	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	5	37

政務活動費情報公開度採点一覧表(2019年9月公表)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
熊本県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
大分県	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
宮崎県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	65
鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
沖縄県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
仙台市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
さいたま市	0	2	0	3	10	10	0	5	0	0	5	5	40
千葉市	0	2	2	3	0	0	0	10	0	0	5	0	22
横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
川崎市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
浜松市	0	7	2	3	0	0	0	0	3	10	5	0	30
名古屋市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	3	10	5	5	51
岡山市	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	5	0	13
広島市	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
北九州市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	10	5	5	25
福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
熊本市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	0	10	5	5	65
青森市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	5	5	64
八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
盛岡市	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
山形市	0	2	2	0	0	0	0	5	0	5	5	5	24
福島市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
郡山市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
宇都宮市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	10	5	5	37
前橋市	0	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	0	50
高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
川越市	0	7	5	3	0	0	0	0	0	0	5	5	25
川口市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	12
越谷市	0	7	2	0	10	10	0	0	0	0	5	0	34

政務活動費情報公開度採点一覧表(2019年9月公表)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
柏市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	0	50
八王子市	0	7	2	0	0	10	0	0	0	5	5	5	34
横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	0	90
富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
甲府市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
豊橋市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	0	40
岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
豊田市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	0	0	54
大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
豊中市	0	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	52
高槻市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	60
枚方市	0	7	0	3	0	10	0	0	0	10	5	0	35
八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
東大阪市	0	7	0	3	10	10	10	10	0	10	5	0	65
姫路市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
尼崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	5	5	5	65
明石市	0	7	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	50
西宮市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
奈良市	15	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	57
和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	27
鳥取市	15	7	5	0	0	10	0	0	0	10	5	0	52
松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
倉敷市	0	7	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	40
呉市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
下関市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
松山市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	27
高知市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	70
久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
那覇市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75

政務活動費情報公開度 ランキング (2019年9月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
1	奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
3	京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
3	大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
5	東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	沖縄県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
8	青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
8	静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
8	鳥取県	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
8	高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
12	山口県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
12	大分県	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
14	宮崎県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	65
15	徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
16	三重県	15	2	0	3	0	0	3	10	3	10	5	5	56
17	茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
18	宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	52
19	群馬県	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
20	広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
21	石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
22	岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
22	山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	10	5	5	40
22	福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
25	福井県	5	7	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	38
26	山形県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
26	福島県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
26	長崎県	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	5	37
29	千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
29	長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
29	熊本県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
32	愛知県	5	0	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	32
32	和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	0	32
34	北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
34	岡山県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
36	岐阜県	5	2	0	3	3	10	0	0	0	0	5	0	28
36	鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
38	秋田県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	27
39	島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
39	愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
41	新潟県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
41	滋賀県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23

政務活動費情報公開度 ランキング (2019年9月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
43	神奈川県	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	5	5	22
44	栃木県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
45	埼玉県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	2	5	0	14
46	香川県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
47	佐賀県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
1	静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
2	堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
4	新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
6	大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
7	神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	3	10	5	5	51
8	仙台市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
9	札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
10	さいたま市	0	2	0	3	10	10	0	5	0	0	5	5	40
11	熊本市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
12	浜松市	0	7	2	3	0	0	0	0	3	10	5	0	30
13	広島市	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
13	北九州市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	10	5	5	25
15	千葉市	0	2	2	3	0	0	0	10	0	0	5	0	22
15	川崎市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
17	福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
18	岡山市	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	5	0	13
19	横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
20	名古屋市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
1	函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
2	富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
4	八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
4	郡山市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
6	岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
6	大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
8	横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	0	90
9	高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
9	呉市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
11	秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
12	福島市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
12	甲府市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
12	長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
12	西宮市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
12	松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75

政務活動費情報公開度 ランキング (2019年9月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
12	下関市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
12	那覇市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
19	盛岡市	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
20	大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
20	福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
20	高知市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	70
23	旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	0	10	5	5	65
23	東大阪市	0	7	0	3	10	10	10	10	0	10	5	0	65
23	尼崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	5	5	5	65
26	青森市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	5	5	64
27	高槻市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	60
27	八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
27	長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
30	奈良市	15	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	57
31	岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
31	佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
33	豊田市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	0	0	54
34	豊中市	0	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	52
34	寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
34	鳥取市	15	7	5	0	0	10	0	0	0	10	5	0	52
37	前橋市	0	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	0	50
37	柏市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	0	50
37	明石市	0	7	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	50
37	高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
41	宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
42	鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
43	金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
44	豊橋市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	0	40
44	倉敷市	0	7	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	40
46	宇都宮市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	10	5	5	37
47	枚方市	0	7	0	3	0	10	0	0	0	10	5	0	35
48	越谷市	0	7	2	0	10	10	0	0	0	0	5	0	34
48	八王子市	0	7	2	0	0	10	0	0	0	5	5	5	34
50	いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
51	福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
52	船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
52	和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	27
52	松山市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	27
55	川越市	0	7	5	3	0	0	0	0	0	0	5	5	25
56	山形市	0	2	2	0	0	0	0	5	0	5	5	5	24
57	姫路市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
58	川口市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	12

## 政務活動費アンケート調査御協力をお願い

2019年5月30日

各都道府県議会議長 殿  
各政令指定都市議会議長 殿  
各中核市議会議長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局長 新海 聡  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303  
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050  
<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月28日、29日に岐阜市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月28日（金）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はこのワードに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

謹 白

記

自治体名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

昨年5月1日から 本年4月末までに、下記の調査項目のうち、

・変更が行われた部分とその内容を具体的に記述していただければ 各項目への記入は不要です。

下記の調査項目のうち、変更部分は（ ）です。

・また、下記調査項目について、変更が全くない場合も、「変更なし」と記入していただければ 各項目への記入は不要です。

令和1年5月1日現在でお答え下さい。 a)、b)・・・の各カッコ内に ○ をお付け下さい。

(1) 令和1年度の政務活動費の支給対象と、支給上限額についてお答えください。会派と議員個人にそれぞれに支給している場合はいずれもご記入ください。

- a) ( ) 会派に支給 議員一人当たり 月 円、年 \_\_\_\_\_ 円  
b) ( ) 議員個人に支給 議員一人当たり 月 円、年 \_\_\_\_\_ 円  
c) ( ) その他（個別にお書き下さい） ( )

(2) 平成30年度の政務活動費の支給上限額は、

- a) ( ) 令和1年度の政務活動費の支給上限額と変化なし  
b) ( ) 令和1年度の政務活動費の支給上限額と異なり、  
平成30年度は議員一人当たり月 ( ) 円であった。

(3) 領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式（令和1年度支給分）

- a)  原本
- b)  写し
- c)  非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出
- d)  その他 ( )

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について（平成30年度支給分）

- a)  公開する
- b)  金額を非公開にして氏名を公開する
- c)  非公開
- d)  場合によっては公開（場合をお書きください\_\_\_\_\_）
- e)  その他（具体的にお書きください\_\_\_\_\_）

③領収書は web 上で公開されますか（平成30年度支給分）

- a)  公開されている（ 年 月 日から web 上で公開）
- b)  公開していないが、令和1年度支給分以降は公開することが決定している
- c)  公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

- a)  収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能  
閲覧可能時期の規定の文言 \_\_\_\_\_  
30年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 令和1年 月 日から
- b)  情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(4) 会計帳簿（会計帳簿とは、支出の内訳表や支出伝票記録簿など、支出の日付、内容、金額などが一覧表になったものを指します）の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について（平成30年度支給分）

- a)  提出を義務付けている  
(根拠法令を教えてください\_\_\_\_\_)
- b)  義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか（平成30年度支給分）

- a)  公開されている（ 年 月 日から web 上で公開）
- b)  公開していないが、令和1年度支給分以降は公開することが決定している
- c)  公開していない

(5) 活動報告書（領収書、会計帳簿、視察報告書以外で、政務活動の内容がわかるもの）の議会への提出・公表状況と根拠法令（令和1年度支給分）

①活動報告書の議会への提出について

- a)  作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
  - b)  作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
  - c)  作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
  - d)  作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
  - e)  作成を義務づけていない
- a~d と回答された場合、根拠法令を教えてください\_\_\_\_\_

②活動報告書は web 上で公開されますか（平成30年度支給分）

- a)  公開されている（ 年 月 日から web 上で公開）
- b)  公開していないが、令和1年度支給分以降は公開することが決定している

c) ( ) 公開していない

(6) 視察報告書の議会への提出状況と根拠法令(令和1年度支給分)

- a) ( ) 作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している(収支報告書と一体化した定型書式)
- b) ( ) 作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している(収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)
- c) ( ) 作成を義務付け、閲覧には情報公開請求が必要
- d) ( ) 作成を義務づけているが、情報公開の対象外で会派保管(非公開)
- e) ( ) 作成を義務づけていない

a~d と回答された場合、根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_

②視察報告書は web 上で公開されますか(平成30年度支給分)

- a) ( ) 公開されている( 年 月 日から web 上で公開)
- b) ( ) 公開していないが、令和1年度支給分以降は公開することが決定している
- c) ( ) 公開していない

(7) 領収書、会計帳簿、活動報告書、視察報告書を web 上で公開していない場合、平成30年度政務活動費について、議会公式ホームページへの記載は、

- a) ( ) 支出総額のみ記載あり(URLを教えてください) \_\_\_\_\_
- b) ( ) 収支報告書(支出項目毎の総額と簡単な概要のみ記載しているもの)と同様の記載あり(URLを教えてください) \_\_\_\_\_
- c) ( ) 収支報告書と、それ以上の詳細な記載あり(URLを教えてください) \_\_\_\_\_  
記載項目 \_\_\_\_\_
- d) ( ) 記載なし

(8) 具体的な政務活動費の使途基準などを定めたマニュアル(手引き、指針等)について

- ①作成状況 a) ( ) 作成している  
b) ( ) 作成していない
- ②上記マニュアルの策定日(最新版のもの) \_\_\_\_\_
- ③上記マニュアルの情報提供の可否 \_\_\_\_\_
- ④上記マニュアルを作成している場合、web 上での有無  
a) ( ) web 上で公開済  
b) ( ) web 上での公開なし

(9) 収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

- a) ( ) 認めている
- b) ( ) 認めていない

(10) 個人への政務活動費の支給方法について

- a) ( ) 領収書を事務局が確認したあと、個人に支給する
- b) ( ) いったん会派に支給し、会派が個人の領収書を確認したあと個人に支給する
- c) ( ) 条例で定められた定額を個人に直接支給する。

(11) 平成30年度政務活動費の領収書等について、web 上で公開していない場合、CD・DVD等データでの安価な市民への提供は可能ですか ※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

- ① ( ) 可能(提供可能な内容をお書きください \_\_\_\_\_)
- ② ( ) 不可能

(12) その他、特記事項があればお教えてください。

(第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど)

---

ありがとうございました

## 2019年度 政務活動費アンケート調査の結果

全国市民オンブズマン連絡会議

### <トピックス>

#### 1、執行率の大きな変化

- ・10%以上減少した議会は、

呉市	-28.8%	(2017年度分から領収書ネット公開)
鳥取市	-21.0%	(2018年度分から領収書ネット公開)
新潟市	-16.1%	(2018年度分から領収書ネット公開)
久留米市	-13.9%	(2018年度分から領収書ネット公開)
浜松市	-13.4%	
秋田市	-12.6%	(2018年度分から領収書ネット公開)
姫路市	-10.2%	

- ・10%以上増加した議会はない。

8%以上、増加した議会は、

宮城県	+8.9%	東京都	+8.1%
尼崎市	+8.7%	郡山市	+8.5%

#### 2、2012年8月の地方自治法改正以降の、平均執行率の変化 (単位%)

	2013年	2015年	2018年	13年から18年へ
都道府県	92.7	87.8	87.5	5%減少
政令市	90.0	85.6	85.1	5%減少
中核市	87.7	81.6	77.7	10%減少
合計	91.5	86.6	85.6	6%減少

#### 3、2018年10月29日付 毎日新聞記事

「領収書ネット公開 49自治体 政務活動費執行率 7割で低下  
不正受給 抑止力に

領収書ネット公開 進まぬ地方議会 識者「実費精算など改革を」

## 1 政務活動費の執行率の変化について、

2012年8月の、地方自治法改正により政務活動費への名称変更と使途が拡大された。市民オンブズマンでは、2012年度分と2013年度分の執行率を比較してから毎年調査している。2018年度分について、47都道府県、20政令市、58中核市に対して調査した。2018年度の政務活動費の交付金額、執行率についてアンケート調査の結果と、2019年5月1日現在の第三者機関の設置について発表する。

## 2 2018年度の執行率の変化

### (1) 2018年度の政務活動費の執行率の変化（千葉県、横浜市、高槻市は未回答のため、支出総額、残余総額には含まれていない。中核市が4市増えているため、総額について昨年との比較はできない。）

2018年度の執行率は、2017年度の執行率に比べて、都道府県は、0.7%増、政令市では、1.6%減、中核市は1.8%減となった。調査した全体額では、0.2%減（未回答の千葉県、横浜市、高槻市を含まず）となり、大きな執行率の変化はなかった。

### (2) 執行率の減少をどう見るか

政務活動費の公開度が上がる（領収書のネット公開）、または、不祥事が発生した自治体では、執行率は減少する傾向は本年も見られる。政務活動費の使途に対する市民の関心が、疑惑や誤解を招く支出を抑制し、執行率の低下をもたらすものと考えられる。議会のホームページで領収証等も公開する改革が実施され、誰もが容易に政務活動費の支出をチェックできるようになったことにより、疑惑や誤りを招く支出の減少をもたらしたことが、執行率低下の原因であろう。

これに対しては、市民の厳しい目を意識して、本来許される項目に対する政務活動費の支出をも抑止したのであるから、執行率の低下は好ましいことではない、という議員の意見もあるようだ。しかし、正しい支出であるとの確信を持っていれば、当該支出について市民に説明することは、議員に限らず、公費を使う者の責任の筈だ。ここの論点は、支出が客観的に正しいかどうかではなく、市民に説明する義務を尽くせるか尽くせないか、なのだ。市民への説明を怠ることが政務活動費を執行

しない原因になっているとしても、それはやむをえないと見るほかない。

3、2018年度の執行率が95%以上の議会の執行率、ネット公開の有無、情報公開度ランキングの点数の関係は以下の通り。

	執行率	領収書の ネット公開	公開度ランキング 点数
福島県	99,7%	×	37点
神奈川県	99,2%	×	22点
鹿児島県	98,0%	×	28点
埼玉県	96,5%	×	14点
熊本県	96,2%	×	35点
長野県	96,2%	×	35点
川崎市	95,2%	×	22点
八戸市	97,6%	○	95点
豊田市	98,5%	×	54点

八戸市の例外を除いて、執行率の高い議会は公開度が低いことがわかる。

#### 4 2019年度の議員1人あたりの政務活動費交付年額

##### (1) 交付額が高額の自治体

500万円を超えるのは、次の10都道府県議会、5政令市議会

①都道府県：都道府県の平均 415.4万円

大阪府	708万円
京都府	648万円
神奈川県	636万円
北海道	636万円
東京都	600万円
埼玉県	600万円
愛知県	600万円
福岡県	600万円
静岡県	540万円

兵庫県 540万円

②政令市：政令市の平均 396.5万円

横浜市 660万円

京都市 648万円

大阪市 615.6万円

名古屋市 600万円

川崎市 540万円

③中核市：全中核市の平均 110,5万円

中核市のうち、150万円以上は、以下の8市

川口市 216万円

金沢市 192万円

富山市 180万円

岐阜市 180万円

東大阪市 180万円

長崎市 180万円

鹿児島市 180万円

横須賀市 166.8万円

福井市 162万円

福山市 156万円

・2019年度の交付額の増減

<増額した議会>

長野県議会 月29万円 を、令和元年度より 月31万円に増額、

<減額した議会>

三重県議会 会派交付分 8万4千円を5万1千円

(令和元年5月1日～令和5年4月29日)

福島県議会 月額35万円を30万円 (令和2年3月まで)

(2) 交付額をどうみるか

地方自治法により、政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために支出することが義務付けられる（地方自治法100条14項）。ここでの「調査研究」と「その他の活動」との関係については、一般に、「その他の活動についても、議員の調査研究との関連性は必要」である、と解釈されている（『注釈地方自治法〈全訂〉』1607頁（斎藤誠執筆）第一法規）。私たちもこのような解釈が妥当と考えている。そうすると、調査研究及びこれに関連する活動にこれほどの費用は必要なのか、という疑問を感ぜざるをえない。

こうした疑問に拍車をかけるのは、人件費や事務所賃料に対する支出だ。年間で比較的多額の政務活動費を交付する自治体議員の用途を見ると、事務所経費や人件費に多額の政務活動費が充てられていることが目につく。ところが、事務所の賃借や人件費への支出が、どのような調査研究に関連した支出なのか、開示資料からは判断できない場合がほとんどだ。むしろ、事務所賃料や人件費への支出が、調査研究目的ではなく、当選を目的とした活動や、親族企業への支援、あるいは親族を経由した政治資金として使われているのではないかと、といった疑惑が毎年のように、日本全国、どこかで発生している。実際に、議員の事務所賃料への政務調査費の支出が、政務調査活動に必要なかが争われた裁判で、名古屋高等裁判所は、住民訴訟に参加した議員らに対して、「その提出する膨大かつ詳細な主張と証拠によっても、会派からその所属議員が個別具体的に委託された特定の政務調査活動を遂行するために、実際どの程度の時間にわたり事務所」「を使用しなければならなかったのかといった必要性を個別具体的に主張立証して」いない、として、事務所賃料への政務調査費の支出を全額違法とした（平成27年12月24日。最高裁で確定）。事務所賃料への政務活動費の支出については、住民訴訟での和解協議で、2017年度以降は、事務所家賃や人件費の支出について、職員の日報や事務所の記録簿をつけ、情報公開することとした京都市の取り組みなども参考になる。

自分が地域のために活動する上で、政務活動費はいらない、と宣言する議員も登場している。それだけなら問題はない。用途を説明できないから、政務活動費は廃止し、報酬を引き上げよ、という見解が背景にある場合も多い。しかし、それは、本末転倒だ。

政務活動費の金額をどうすべきか、について、少なくともこれを存続させる、という方向で考えるとすれば、調査研究についてのテーマを持つ議員だろうと持たない議員だろうと、一律に一定金額を交付する現行の制度に無理があるのではないだろうか。政務活動費が本来、補助金の性格を有するものである以上、具体的な調査研究テーマを持つものだけが支給を受けることのできる制度への見直しも視野に入れるべきだ。

## 5 第三者機関によるチェック等

(1) 支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関を設けている自治体は下記の23議会である。

北海道、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、石川県、大阪府、兵庫県、奈良県、福岡県、沖縄県、さいたま市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市、富山市、金沢市、東大阪市、鹿児島市

(2) 政務活動費の適正支出と第三者機関の意義

不祥事が発生した場合に、第三者機関を設けて、違法支出をチェックする、ということは多く行われる。ほとんどの議会では、議会事務局の職員が領収証をチェックして、条例適合性を判断しているはずだ。それに比べれば、第三者の目が入ることは、違法支出の対策として好ましい。

しかし、問題は実効性だ。いくら専門家であろうとも、数千枚から数万枚に及び領収証を全てチェックするのは困難だ。さらに政務活動費が一体、いかなる調査研究と関連し、どのような議会活動に役立ったのか、という点に答えることは、事後審査に第三者委員が関与するという方法では、ほぼ、無理だ。例えば、条例で「事務所の賃料」への支出が許されると決められていれば、仮にその事務所が実質的には後援会活動に使われていたとしても、領収証により違法とは判断するのは極めて困難だ。

第三者委員制度を設けるにあたっては、第三者委員が、政務活動費の用途について、支出前に支出目的と支出見積を議員に提出させるような制度を設け、見積もり段階での審査に関与するなどの工夫が求められるのではないだろうか。少なくとも、第三者委員によるチェックの存在が、議員の説明責任を免除するようなものにならないよう、制度を設計すべきだ。

## 6 まとめ

政務活動費の問題は、これを使ってどのような調査研究活動を行い、どのような議会活動に役立てたのかを議員が説明できるか、が本質だ。したがって、政務活動費の支出に対しては、情報を全面的に公開することを前提として、議員自身が政務活動費を用いてどのような成果を上げたかを、わかりやすく市民に説明できるか否かが、制度を評価する際のポイントとなる。議員の説明という点からみて、都道府県や政令市など、年間数百万もの政務活動費を交付されている自治体の議員が、これを用いてどのような成果を上げたかについて、説得力のある具体的な説明をすることは可能だろうか。成果について説得力のある説明ができない状態のまま、多額の政務活動費の交付を続けることは問題だろう。こうしてみたとき、都道府県や政令市の交付金額は、過大と言わざるをえない。

また、執行率が下がっている自治体については、具体的な議員活動への支障が説明されない以上は、交付額の減額を検討すべきではないだろうか。

(了)

都道府県・政令市・中核市  
2017年度-2018年度政務活動費 執行率調査

議会名	2017年度政務活動費				2018年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率		
北海道	636,000,000	582,597,848	53,402,152	91.6%	622,750,000	554,095,954	68,654,046	89.0%	-2.6%	↘
青森県	171,120,000	134,654,331	36,465,669	78.7%	171,120,000	130,055,877	41,064,123	76.0%	-2.7%	↘
岩手県	175,770,000	142,948,166	32,821,834	81.3%	171,120,000	146,363,955	24,756,045	85.5%	4.2%	↗
宮城県	244,300,000	198,134,211	46,165,789	81.1%	243,600,000	219,282,486	24,317,514	90.0%	8.9%	↗
秋田県	153,730,000	130,391,272	23,338,728	84.8%	152,520,000	135,060,354	17,459,646	88.6%	3.7%	↗
山形県	163,320,000	134,797,594	28,522,406	82.5%	160,530,000	130,371,811	30,158,189	81.2%	-1.3%	↘
福島県	198,600,000	197,836,479	763,521	99.6%	197,700,000	197,051,089	648,911	99.7%	0.1%	-
茨城県	221,400,000	186,217,480	35,182,520	84.1%	216,900,000	178,465,683	38,434,317	82.3%	-1.8%	↘
栃木県	172,800,000	146,205,884	26,594,116	84.6%	172,200,000	137,246,487	34,953,513	79.7%	-4.9%	↘
群馬県	174,900,000	153,658,567	21,241,433	87.9%	172,200,000	153,726,230	18,473,770	89.3%	1.4%	↗
埼玉県	533,500,000	492,230,812	41,269,188	92.3%	503,000,000	485,363,660	17,636,340	96.5%	4.2%	↗
千葉県	445,400,000	386,577,820	58,822,180	86.8%						-
東京都	758,000,000	647,418,369	110,581,631	85.4%	756,000,000	706,728,113	49,271,887	93.5%	8.1%	↗
神奈川県	661,440,000	655,995,619	5,444,381	99.2%	651,370,000	646,400,636	4,969,364	99.2%	0.1%	-
新潟県	197,208,000	170,017,688	27,190,312	86.2%	197,208,000	169,802,693	27,405,307	86.1%	-0.1%	-
富山県	144,000,000	122,006,371	21,993,629	84.7%	140,400,000	120,199,456	20,200,544	85.6%	0.9%	-
石川県	145,800,000	117,986,348	27,813,652	80.9%	154,800,000	125,784,177	29,015,823	81.3%	0.3%	-
福井県	129,601,637	94,673,864	34,927,773	73.0%	129,600,000	87,702,197	41,897,803	67.7%	-5.4%	↘
山梨県	116,760,000	106,556,951	10,203,049	91.3%	117,040,000	105,434,901	11,605,099	90.1%	-1.2%	↘
長野県	198,360,000	193,400,639	4,959,361	97.5%	198,940,000	191,461,132	7,478,868	96.2%	-1.3%	↘
岐阜県	182,160,000	148,515,786	33,644,214	81.5%	182,160,000	149,837,366	32,322,634	82.3%	0.7%	-
静岡県	368,100,000	297,999,693	70,100,307	81.0%	365,400,000	317,479,514	47,920,486	86.9%	5.9%	↗
愛知県	612,000,000	501,634,834	110,365,166	82.0%	610,000,000	503,831,963	106,168,037	82.6%	0.6%	-
三重県	152,544,000	137,197,641	15,346,359	89.9%	149,904,000	130,479,324	19,424,676	87.0%	-2.9%	↘
滋賀県	153,000,000	133,060,974	19,939,026	87.0%	154,800,000	134,713,744	20,086,256	87.0%	0.1%	-
京都府	375,300,000	336,496,730	38,803,270	89.7%	386,820,000	340,126,991	46,693,009	87.9%	-1.7%	↘
大阪府	600,900,000	549,589,437	51,310,563	91.5%	607,700,000	543,611,875	64,088,125	89.5%	-2.0%	↘
兵庫県	466,200,000	312,350,113	153,849,887	67.0%	460,800,000	320,276,301	140,523,699	69.5%	2.5%	↗
奈良県	143,880,000	89,104,591	54,775,409	61.9%	127,920,000	89,060,558	38,859,442	69.6%	7.7%	↗
和歌山県	147,000,000	139,956,378	7,043,622	95.2%	144,600,000	135,568,614	9,031,386	93.8%	-1.5%	↘
鳥取県	104,000,000	72,086,716	31,913,284	69.3%	102,000,000	64,633,877	37,366,123	63.4%	-5.9%	↘
島根県	129,900,010	117,545,662	12,354,348	90.5%	129,600,004	116,065,894	13,534,110	89.6%	-0.9%	-
岡山県	225,050,000	167,316,460	57,733,540	74.3%	218,400,000	161,204,431	57,195,569	73.8%	-0.5%	-
広島県	268,800,000	243,478,825	25,321,175	90.6%	268,800,000	237,873,709	30,926,291	88.5%	-2.1%	↘
山口県	185,500,000	172,284,511	13,215,489	92.9%	193,200,000	175,086,596	18,113,404	90.6%	-2.3%	↘
徳島県	88,800,294	57,408,106	31,392,188	64.6%	88,400,290	54,240,810	34,159,480	61.4%	-3.3%	↘
香川県	144,600,000	133,922,900	10,677,100	92.6%	144,600,000	135,976,376	8,623,624	94.0%	1.4%	↗
愛媛県	175,230,000	159,707,922	15,522,078	91.1%	175,230,000	159,074,987	16,155,013	90.8%	-0.4%	-
高知県	124,320,000	108,940,296	15,379,704	87.6%	124,320,000	113,835,461	10,484,539	91.6%	3.9%	↗
福岡県	515,000,000	477,924,820	37,075,180	92.8%	503,000,000	466,235,762	36,764,238	92.7%	-0.1%	-
佐賀県	129,600,000	110,640,607	18,959,393	85.4%	129,600,000	109,726,186	19,873,814	84.7%	-0.7%	-
長崎県	161,700,000	129,666,856	32,033,144	80.2%	162,900,000	131,747,896	31,152,104	80.9%	0.7%	-
熊本県	167,700,000	159,409,788	8,290,212	95.1%	167,700,000	161,403,782	6,296,218	96.2%	1.2%	↗
大分県	151,223,419	119,729,964	31,493,455	79.2%	151,200,147	118,944,979	32,255,168	78.7%	-0.5%	-
宮崎県	136,200,000	118,372,606	17,827,394	86.9%	133,100,000	115,848,570	17,251,430	87.0%	0.1%	-
鹿児島県	181,800,000	176,681,194	5,118,806	97.2%	180,000,000	176,407,738	3,592,262	98.0%	0.8%	-
沖縄県	140,750,000	133,111,950	7,638,050	94.6%	139,000,000	126,759,912	12,240,088	91.2%	-3.4%	↘
合計	11,873,267,360	10,298,441,673	1,574,825,687	86.7%	11,330,152,441	9,910,650,107	1,419,502,334	87.5%	0.7%	-

札幌市	321,600,000	296,262,452	25,337,548	92.1%	317,600,000	280,835,051	36,764,949	88.4%	-3.7%	↘
仙台市	225,400,229	155,377,700	70,022,529	68.9%	218,400,219	166,247,165	52,153,054	76.1%	7.2%	↗
さいたま市	235,240,000	215,966,692	19,273,308	91.8%	236,640,000	201,445,598	35,194,402	85.1%	-6.7%	↘
千葉市	171,678,000	125,824,893	45,853,107	73.3%	173,484,000	132,651,894	40,832,106	76.5%	3.2%	↗
横浜市	567,050,000	563,049,361	4,000,639	99.3%						-
川崎市	311,400,000	298,602,689	12,797,311	95.9%	307,800,000	292,881,759	14,918,241	95.2%	-0.7%	-
相模原市	54,200,000	44,366,235	9,833,765	81.9%	53,900,000	43,707,358	10,192,642	81.1%	-0.8%	-
新潟市	90,360,000	78,199,704	12,160,296	86.5%	89,160,000	62,781,510	26,378,490	70.4%	-16.1%	↘
静岡市	144,000,000	96,930,817	47,069,183	67.3%	141,000,000	98,392,950	42,607,050	69.8%	2.5%	↗
浜松市	82,800,000	79,360,956	3,439,044	95.8%	81,600,000	67,277,111	14,322,889	82.4%	-13.4%	↘
名古屋市	447,000,682	343,813,918	103,186,764	76.9%	443,500,572	357,930,020	85,570,552	80.7%	3.8%	↗
京都市	429,120,000	364,239,749	64,880,251	84.9%	425,960,000	370,024,666	55,935,334	86.9%	2.0%	↗
大阪市	528,903,000	505,920,476	22,982,524	95.7%	523,260,000	490,898,677	32,361,323	93.8%	-1.8%	↘
堺市	167,100,000	136,663,606	30,436,394	81.8%	169,200,000	142,908,220	26,291,780	84.5%	2.7%	↗
神戸市	344,220,339	308,699,975	35,520,364	89.7%	351,020,223	323,866,060	27,154,163	92.3%	2.6%	↗
岡山市	73,575,000	66,449,405	7,125,595	90.3%	74,520,000	66,972,872	7,547,128	89.9%	-0.4%	-
広島市	221,465,697	190,840,087	30,625,610	86.2%	220,424,067	182,305,383	38,118,684	82.7%	-3.5%	↘
北九州市	239,400,000	187,669,359	51,730,641	78.4%	239,050,000	192,218,809	46,831,191	80.4%	2.0%	↗
福岡市	255,730,000	199,404,554	56,325,446	78.0%	251,820,000	201,365,502	50,454,498	80.0%	2.0%	↗
熊本市		-			114,000,000	96,963,519	17,036,481	85.1%		-
合計	4,910,242,947	4,257,642,628	652,600,319	86.7%	4,432,339,081	3,771,674,124	660,664,957	85.1%	-1.6%	↘

都道府県・政令市・中核市  
2017年度-2018年度政務活動費 執行率調査

議会名	2017年度政務活動費				2018年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率		
函館市	16,200,000	8,556,890	7,643,110	52.8%	16,200,000	6,959,732	9,240,268	43.0%	-9.9%	↘
旭川市	32,640,000	24,619,759	8,020,241	75.4%	31,680,000	24,517,169	7,162,831	77.4%	2.0%	↗
青森市	37,800,000	33,722,859	4,077,141	89.2%	37,800,000	33,007,709	4,792,291	87.3%	-1.9%	↘
八戸市	30,160,000	30,089,848	70,152	99.8%	30,720,000	29,986,810	733,190	97.6%	-2.2%	↘
盛岡市	22,800,000	16,938,858	5,861,142	74.3%	22,800,000	17,648,057	5,151,943	77.4%	3.1%	↗
秋田市	46,800,122	43,323,289	3,476,833	92.6%	46,800,000	37,448,244	9,351,756	80.0%	-12.6%	↘
山形市	39,600,000	31,429,801	8,170,199	79.4%	39,600,000	34,073,246	5,526,754	86.0%	6.7%	↗
福島市	41,500,095	33,944,120	7,555,975	81.8%	42,000,113	32,359,064	9,641,049	77.0%	-4.7%	↘
郡山市	45,400,000	36,553,849	8,846,151	80.5%	45,600,000	40,571,369	5,028,631	89.0%	8.5%	↗
いわき市	48,840,000	40,661,113	8,178,887	83.3%	48,840,000	43,211,272	5,628,728	88.5%	5.2%	↗
宇都宮市	52,800,176	38,403,060	14,397,116	72.7%	52,100,000	37,087,107	15,012,893	71.2%	-1.5%	↘
前橋市	45,600,000	39,392,950	6,207,050	86.4%	43,400,000	36,808,033	6,591,967	84.8%	-1.6%	↘
高崎市	38,000,000	29,053,514	8,946,486	76.5%	38,000,000	27,567,021	10,432,979	72.5%	-3.9%	↘
川越市	30,240,000	24,887,033	5,352,967	82.3%	29,890,000	21,836,356	8,053,644	73.1%	-9.2%	↘
川口市	90,720,000	78,709,929	12,010,071	86.8%	90,720,000	75,920,364	14,799,636	83.7%	-3.1%	↘
越谷市	30,160,000	24,527,416	5,632,584	81.3%	29,240,000	22,048,954	7,191,046	75.4%	-5.9%	↘
船橋市	47,760,000	39,036,782	8,723,218	81.7%	47,840,000	40,698,386	7,141,614	85.1%	3.3%	↗
柏市	33,120,000	23,149,759	9,970,241	69.9%	33,480,000	23,081,552	10,398,448	68.9%	-1.0%	↘
八王子市	26,940,000	24,498,348	2,441,652	90.9%	25,920,000	22,578,236	3,341,764	87.1%	-3.8%	↘
横須賀市	79,786,000	72,629,780	7,156,220	91.0%	68,110,000	59,089,050	9,020,950	86.8%	-4.3%	↘
富山市	50,098,820	32,241,834	17,856,986	64.4%	53,700,000	33,707,195	19,992,805	62.8%	-1.6%	↘
金沢市	72,960,000	63,911,147	9,048,853	87.6%	71,040,000	63,176,381	7,863,619	88.9%	1.3%	↗
福井市					51,840,000	41,386,768	10,453,232	79.8%		
甲府市	15,360,000	12,776,033	2,583,967	83.2%	15,360,000	12,017,832	3,342,168	78.2%	-4.9%	↘
長野市	38,165,000	30,257,043	7,907,957	79.3%	38,675,000	27,092,009	11,582,991	70.1%	-9.2%	↘
岐阜市	67,050,000	40,507,582	26,542,418	60.4%	68,400,000	44,427,302	23,972,698	65.0%	4.5%	↗
豊橋市	36,720,000	34,644,874	2,075,126	94.3%	37,800,000	34,379,803	3,420,197	91.0%	-3.4%	↘
岡崎市	22,200,000	17,578,710	4,621,290	79.2%	22,200,000	15,636,122	6,563,878	70.4%	-8.8%	↘
豊田市	23,320,000	23,240,905	79,095	99.7%	23,320,000	22,977,990	342,010	98.5%	-1.1%	↘
大津市	31,920,000	24,933,762	6,986,238	78.1%	32,270,000	23,270,215	8,999,785	72.1%	-6.0%	↘
豊中市	30,240,084	25,543,991	4,696,093	84.5%	29,400,000	23,673,915	5,726,085	80.5%	-3.9%	↘
高槻市	28,560,000	19,764,362	8,795,638	69.2%						
枚方市	25,200,000	20,271,579	4,928,421	80.4%	25,200,000	19,016,612	6,183,388	75.5%	-5.0%	↘
八尾市	20,300,000	8,523,690	11,776,310	42.0%	20,160,000	7,355,671	12,804,329	36.5%	-5.5%	↘
寝屋川市					14,580,000	12,388,291	2,191,709	85.0%		
東大阪市	48,000,000	33,118,521	14,881,479	69.0%	46,800,000	34,894,657	11,905,343	74.6%	5.6%	↗
姫路市	45,135,000	38,055,598	7,079,402	84.3%	43,860,000	32,490,496	11,369,504	74.1%	-10.2%	↘
尼崎市	42,000,000	30,583,835	11,416,165	72.8%	50,400,000	41,077,654	9,322,346	81.5%	8.7%	↗
明石市	28,080,062	20,941,822	7,138,240	74.6%	27,840,082	19,056,979	8,783,103	68.5%	-6.1%	↘
西宮市	51,240,000	39,575,005	11,664,995	77.2%	54,300,000	39,697,610	14,602,390	73.1%	-4.1%	↘
奈良市	32,480,000	22,632,715	9,847,285	69.7%	32,550,000	23,962,330	8,587,670	73.6%	3.9%	↗
和歌山市	45,600,000	37,043,847	8,556,153	81.2%	45,600,000	35,025,034	10,574,966	76.8%	-4.4%	↘
鳥取市	11,520,000	9,147,371	2,372,629	79.4%	11,520,000	6,725,435	4,794,565	58.4%	-21.0%	↘
松江市	14,960,000	12,038,840	2,921,160	80.5%	16,320,000	13,377,394	2,942,606	82.0%	1.5%	↗
倉敷市	65,520,184	57,087,037	8,433,147	87.1%	63,170,190	51,525,345	11,644,845	81.6%	-5.6%	↘
呉市	19,200,000	13,241,004	5,958,996	69.0%	19,200,000	7,719,415	11,480,585	40.2%	-28.8%	↘
福山市	62,400,000	47,136,153	15,263,847	75.5%	60,190,000	48,960,026	11,229,974	81.3%	5.8%	↗
下関市	20,400,000	16,655,083	3,744,917	81.6%	20,400,000	14,809,084	5,590,916	72.6%	-9.0%	↘
高松市	48,000,000	39,263,400	8,736,600	81.8%	48,000,000	38,655,472	9,344,528	80.5%	-1.3%	↘
松山市	51,000,000	42,493,647	8,506,353	83.3%	52,020,000	42,600,708	9,419,292	81.9%	-1.4%	↘
高知市	40,800,044	33,612,615	7,187,429	82.4%	40,800,000	29,721,340	11,078,660	72.8%	-9.5%	↘
久留米市	22,800,000	17,133,538	5,666,462	75.1%	22,500,000	13,776,811	8,723,189	61.2%	-13.9%	↘
長崎市	70,950,000	37,599,810	33,350,190	53.0%	69,150,000	35,237,659	33,912,341	51.0%	-2.0%	↘
佐世保市	19,200,000	16,354,149	2,845,851	85.2%	18,900,000	16,244,134	2,655,866	85.9%	0.8%	-
大分市	52,800,000	43,008,154	9,791,846	81.5%	52,800,000	42,539,052	10,260,948	80.6%	-0.9%	-
宮崎市	37,600,000	27,467,892	10,132,108	73.1%	38,160,000	28,774,921	9,385,079	75.4%	2.4%	↗
鹿児島市	101,288,160	93,722,525	7,565,635	92.5%	102,392,040	93,700,369	8,691,671	91.5%	-1.0%	-
那覇市	41,400,000	29,197,120	12,202,880	70.5%	43,200,000	33,783,519	9,416,481	78.2%	7.7%	↗
合計	2,271,333,747	1,805,434,150	465,899,597	79.5%	2,304,757,425	1,791,359,281	513,398,144	77.7%	-1.8%	↘

	2017年度政務活動費				2018年度政務活動費				執行率 変化
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	
都道府県	11,873,267,360	10,298,441,673	1,574,825,687	86.7%	11,330,152,441	9,910,650,107	1,419,502,334	87.5%	0.7%
政令市	4,910,242,947	4,257,642,628	652,600,319	86.7%	4,432,339,081	3,771,674,124	660,664,957	85.1%	-1.6%
中核市	2,271,333,747	1,805,434,150	465,899,597	79.5%	2,304,757,425	1,791,359,281	513,398,144	77.7%	-1.8%
合計	19,054,844,054	16,361,518,451	2,693,325,603	85.9%	18,067,248,947	15,473,683,512	2,593,565,435	85.6%	-0.2%

千葉県、横浜市、高槻市は、2019年9月9日現在 2018年度分 支出、残高未回答。

(熊本市、福井市、寝屋川市の2017年度分の支出については不明)

※収入総額=収支報告書に記載されている数字(支給額+利息、一部議会は支給額のみ)

支出総額=収入総額-残余総額(返還総額)

残余総額=自治体への返還総額(円) (後払いの場合は、使用限度額から、支出(交付)総額を引いたもの)

※傾向 2017年度に比べて2018年度の執行率が1%以上増加は↗、-1%~1%は-、1%以上減少は↘にした。